

# 令和5年度 山形県教育職員長期研修 実施要項

## 1 趣 旨

山形県教育職員の長期研修に関する規則（昭和53年4月1日教育委員会規則第5号）の定めにより「長期研修」を実施する。

県民が求める学校教育を実現するためには、子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成することが不可欠である。

本事業は、学校教育や教師に対する信頼を確保し、現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図り、本県の教育課題の解決に資する教員を育てることをねらいとする。

## 2 対 象

県教育委員会の所管に属する県立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員とする。ただし、勤続年数の要件等については別紙「募集要項」に定める。

## 3 派遣人数及び研修期間

別表による

## 4 研 修 先

山形大学、県教育センター 等

## 5 研修内容

- (1) 県の教育課題に資する研修
- (2) 現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る研修（各教科等・教育相談・特別支援教育・情報教育 等。）

## 6 研修期間中の服務等

- (1) 研修期間中は原則として、研修先の規定により、研修先の指導にしたがって研修に専念するものとする。
- (2) 年次休暇等の承認については、研修先からの連絡により、当該研修生の所属長が行うものとする。
- (3) 研修中の災害については、公務上の災害として取り扱う。
- (4) 研修生は、研修において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 7 旅 費

研修先までの旅費は、日額旅費規定により支給する。ただし、研修の期間が月の初日から末日までの全日数にわたる場合は、研修先を勤務公署として通勤手当を支給する。その他の経費については、研修生の負担とする。

なお、居住地からの通勤が困難と判断される場合は、事前に協議する。

## 8 研修に係る代替教員

研修生の派遣期間中は、必要に応じて代替教員を配置する。

# 令和5年度 山形県教育職員長期研修生（山形大学等における研修、産業・理科教員派遣研修）募集要項

## 1 趣旨

現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図るため、「山形県教育職員の長期研修に関する規則」に基づき、令和5年度の長期研修生を「別表」のとおり募集する。

## 2 対象の研修

- (1) 山形大学・県教育センターにおける長期研修
- (2) 国立特別支援教育総合研究所における研修（特別支援教育専門研修）
- (3) 産業・理科教員派遣研修

## 3 応募資格

県教育委員会の所管に属する県立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員とする。ただし、勤続年数が令和5年3月末日現在で6年以上の者とする。

※5年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修、中長期研修受講該当者については、該当研修を延期して長期研修に専念できる場合のみ応募できるものとする。

※産業・理科教員派遣研修については、対象を県立高等学校のみとする。

## 4 提出書類 別添様式による

## 5 提出期限

- (1) 国立特別支援教育総合研究所における研修 令和5年1月20日（金）
- (2) 山形大学・県教育センターにおける長期研修 令和5年2月14日（火）

※産業・理科教員派遣研修の希望がある場合は、令和5年1月20日（金）までに、県教育庁高校教育課に相談すること。

## 6 提出先

提出書類は、県教育委員会教育長あて及び当該大学・機関の長あて作成のうえ、校長を通じて、次のとおり提出する。

- (1) 県立中学校・高等学校にあつては、県教育庁高校教育課長あて提出すること。
- (2) 県立特別支援学校にあつては、県教育庁特別支援教育課長あて提出すること。
- (3) 市町村立学校にあつては、当該市町村教育委員会及び当該教育事務所を通じて、県教育庁義務教育課長あて提出すること。

※別添「募集についての留意事項」を確認すること。

## 7 研修生の決定

応募者の中から研修期間・研修内容等について検討のうえ、県教育委員会教育長が決定し、令和5年3月下旬に所属の校長（市町村立学校は当該市町村教育委員会）に通知する。

## 8 研修報告書の提出

研修生は、研修先等と協議のうえ、研修終了後3ヶ月以内に研修報告書を作成し、校長（当該市町村教育委員会・教育事務所）を通じて県教育委員会教育長に提出する。

# 令和5年度 山形県教育職員長期研修生（社会体験）募集要項

## 1 趣旨

急速に変化していく社会の中で学校が諸課題に適切に対応していくためには、社会の構成員としての視野を広げる観点からの研修が必要である。

教員が学校外の施設等での体験を通し、対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大を図るとともに、日頃の教育活動を異なる視点から見つめ直し、体験を通して得たものの見方や考え方を学校教育の場に生かしていくため、「山形県教職員の長期研修に関する規則」に基づき、令和5年度の長期社会体験研修生を「別表」のとおり募集する。

## 2 応募資格

県教育委員会の所管に属する県立学校並びに市町村立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員とする。ただし、教職5年経験者研修を修了した者とする。

## 3 提出書類 別添様式による

## 4 提出先

提出書類は、県教育委員会教育長あて及び当該大学・機関の長あて作成のうえ、校長を通じて、次のとおり提出する。

- (1) 県立中学校・高等学校にあつては、県教育庁高校教育課長あて提出すること。
- (2) 県立特別支援学校にあつては、県教育庁特別支援教育課長あて提出すること。
- (3) 市町村立学校にあつては、当該市町村教育委員会及び当該教育事務所を通じて、県教育庁義務教育課長あて提出すること。

※別添「募集についての留意事項」を確認すること。

## 5 提出期限 令和5年2月14日（火）

※長期社会体験研修の希望がある場合は令和5年1月20日（金）までに、提出先（高校教育課・義務教育課・特別支援教育課）に相談すること。

## 6 研修生の決定

応募者の中から研修期間・研修内容等について検討のうえ、県教育委員会教育長が決定し、令和5年3月下旬に所属の校長（市町村立学校は当該市町村教育委員会）に通知する。

## 7 その他

- (1) 研修先は、山形県教育委員会が指定する。県内の企業、社会福祉施設、社会教育施設、行政機関等とする。
- (2) 研修内容は、企業体験研修、社会福祉体験研修、行政体験研修等とする。具体的な研修内容は、県教育庁と研修先企業等が協議して決定する。
- (3) 研修生は、研修先企業等と協議のうえ、別紙様式1により研修計画概要を作成し、研修開始日から2週間以内に提出する。
- (4) 研修生は、研修期間中に研修日誌（別紙様式2）を作成するとともに、研修終了後に研修報告書（別紙様式3）を作成し、研修終了日から2週間以内に提出する。
- (5) 研修計画書概要、研修日誌、研修報告書の提出については、校長（当該市町村教育委員会・教育事務所）を通じて県教育委員会教育長に提出する。
- (6) 県教育委員会は、研修先企業等と長期社会体験研修に係る協定書を締結するものとする。

# 《別表》 令和5年度 山形県教育職員長期研修生 募集一覧

※予算の成立状況によっては変更することがあります。

研修生の区分	研修先	対象	研修分野	派遣人数	期間
産業・理科教員派遣研修	大学、企業（工場・農場・事務所・研究所等）、その他の産業教育に関する研修を行うにふさわしい施設	<input type="checkbox"/> 高等学校 ※産業教育を担当している教職員	<input type="checkbox"/> 産業教育に関わる専門的な教科内容及び指導法	1名	12か月 6か月 3か月
山形大学等における長期研修	山形大学（地域教育文化学部・大学院教育実践研究科）	<input type="checkbox"/> 小中学校教員  <input type="checkbox"/> 特別支援学校教員	<input type="checkbox"/> 教育課程 <input type="checkbox"/> 各教科 <input type="checkbox"/> 特別活動 <input type="checkbox"/> 総合的な学習の時間 <input type="checkbox"/> 道徳教育 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 生徒指導 等	約3名	計18か月 （内訳例） ・6か月×2名=12か月 ・3か月×2名=6か月
			<input type="checkbox"/> 特別支援教育	1名	3か月
		<input type="checkbox"/> 高等学校教員	<input type="checkbox"/> 教育課程 <input type="checkbox"/> 各教科 <input type="checkbox"/> 特別活動 <input type="checkbox"/> 生徒指導 <input type="checkbox"/> 学習指導 <input type="checkbox"/> 教育工学	1名	6か月
	県教育センター	<input type="checkbox"/> 小中学校教員  <input type="checkbox"/> 特別支援学校教員	<input type="checkbox"/> 各教科等 <input type="checkbox"/> 教育相談 <input type="checkbox"/> 生徒指導 <input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> 情報教育 等	約4名	計42か月 （内訳例） ・12か月×2名=24か月 ・6か月×3名=18か月
		<input type="checkbox"/> 高等学校教員			
	国立特別支援教育総合研究所	<input type="checkbox"/> 小中学校教員	<input type="checkbox"/> 通級指導教室、特別支援学級担当教員の養成	3名	2か月
<input type="checkbox"/> 特別支援学校教員		<input type="checkbox"/> 特別支援教育	1名	2か月	
社会体験研修	企業、社会教育施設、社会福祉施設 等 ※研修先については県教育委員会で決定する。	<input type="checkbox"/> 小中学校教員 <input type="checkbox"/> 特別支援学校教員	<input type="checkbox"/> 研修派遣先業務	3名	3か月
		<input type="checkbox"/> 高等学校教員		1名	3か月

## 参考資料

### 研修分野について

研修分野	理 由
各教科等	<p>児童生徒の心身の発達と能力・適性に応じた指導の充実は、本県教育の重点課題である。児童生徒の学力の充実を図るためには、各教科を指導する教員の資質・能力及び指導力の向上が不可欠である。</p> <p>学習指導要領の趣旨を踏まえた、指導内容や指導方法についての研修を深め、実践的指導力を身に付けた教員の養成が必要である。</p>
教育相談	<p>不登校・いじめ問題への対策が、県の重要課題になっており、この解決のために、専門的な知識・技能を持ち、多くの症例についての実践的な研修を積んだ教員を養成することが不可欠である。</p>
特別支援教育	<p>◇特別支援学校における各障がい種別教育の充実 特別支援学校在籍児童生徒の障がいの重度・重複化の傾向が続いており、発達、心理及び障がいを越えた指導等の専門的研修により、校内の重度・重複障がい児童生徒への指導の中核となる教員を養成する必要がある。</p> <p>◇特別支援学校のセンター的機能の充実 特別支援学校には地域の特別支援教育のセンター的機能が求められている。発達障がいを含めた障がいのある児童生徒への支援について専門的研修を行い、特別支援学校のセンター的機能の充実に向け、その中核を担う教員の養成が必要である。</p> <p>◇特別支援学級における教育の充実 小中学校等の特別支援学級担当教員の専門的な研修機会の拡大により、担任の専門性の向上を図るとともに、各地域での中核的教員を養成する必要がある。</p> <p>◇発達障がい児等への指導法の研修 小中・高等学校の通常の学級等における発達障がい児等の理解と適切な対応のあり方が課題となっており、各地域の中核となる教員の養成が急務である。</p> <p>◇「通級指導教室」担当教員の養成 「通級による指導」担当教員の地域の実情に応じた計画的養成が必要である。</p>
教育の情報化	<p>新たな時代の学びにおいてICTの活用は必須であり、学校における教育の情報化を推進するためには、教員のICT活用指導力の向上や学校ICT環境の充実を図ることは極めて重要である。各学校や地域の教育の情報化を推進する中核的教員の養成が急務である。</p>
社会体験	<p>学校が抱える多岐にわたる諸課題に適切に対応していくためには、社会の構成員としての視野を広げる観点からの研修が必要である。学校外の施設等で業務を体験することにより、対人関係能力の向上、職務に対する意欲の向上、指導力の向上、視野の拡大が期待でき、研修を通じて得られたものの見方や考え方を、学校教育の場に還元していく役割を担う教員の養成が必要である。</p>